

令和2年5月1日

「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会報告書」の公表について

消費者行政新未来創造オフィスでは、平成31年3月から令和2年3月までの全5回にわたり、「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」を開催し、若者のコミュニケーションツールとして定着しているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した消費生活相談の実現可能性の検討を行ってまいりました。

今般、「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会報告書」が取りまとめられましたので、資料を公表いたします。

【本件に関する問合せ先】

- 消費者行政新未来創造オフィス 担当者：鍋島、岡本
電 話：088-600-0008、0033（直通）
F A X：088-622-6171
- 消費者庁消費者政策課 担当者：新垣
電 話：03-3507-9186（直通）